

三次市教育委員会議案第 4 7 号

三次市立図書館設置及び管理条例第 3 条の規定の施行期日を定める規則案を次のように提出する。

平成 2 2 年 3 月 2 5 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例第 3 条の規定の施行期日を定める規則（案）

三次市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成 2 2 年三次市条例第 3 5 号）第 3 条の規定の施行期日は，平成 2 2 年 3 月 2 8 日とする。